

南知多町まちなみ景観条例及び規則（案）に関する意見書一覧表

| 項 目  | 意見等の内容  | 町の考え方   |
|--|---|---|
| <p>条例第 10 条各項<br/>事前協議</p> <p>規則第 4 条各項<br/>事前協議</p> <p>届出および施行<br/>期日について</p> | <p>鉄塔の新設工事を令和 7 年に予定しています。条例施行後速やかに届出を行いたいですが、届出の 30 日前までに事前協議が必要だと思われます。この場合の事前協議はどのように行えばよろしいでしょうか。</p> | <p>法第 16 条第 1 項又は第 2 項の規定による届出を行う 30 日前までに事前協議をする必要がある旨を規則に規定しておりますので、条例附則と規則の間に齟齬が生じております。このため条例附則を次のとおり修正いたしました。この修正に併せて委員の任命等の準備行為が必要となる事項も追記させていただきました。</p> <p><b>【修正前】</b><br/>附 則<br/>(施行期日)<br/>1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p><b>【修正後】</b><br/>附 則<br/>(施行期日)<br/>1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。<br/>(準備行為)<br/>2 第 10 条の規定による事前協議、第 13 条の規定による事前協議に係る助言又は指導その他必要な準備行為及び第 26 条第 2 項の規定による委員の任命に関し必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。<br/>(経過措置)<br/>3 第 3 章の規定は、令和 7 年 5 月 2 日以後に着手する行為について適用する。</p> |